

令和8年度 放置自転車移送業務委託仕様書

1 件名

放置自転車移送業務委託（単価契約）

2 場所

川越市霞ヶ関東1丁目地内ほか

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 支払い方法

月払い

5 再委託について

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得ること。

6 提出書類等について

受注者は、委託業務実施計画書を発注者に提出すること。

受注者は、毎月、委託業務実施報告書を提出すること。

7 就業日及び時間

契約期間内で、発注者が指示する日時（月2～3回、1回につき約3.25時間）とする。

なお、「令和8年度放置自転車移送業務（内訳）」のトラック台数、時間及び回数は、契約当初における見込みの数値であり、実際の回数を保証するものではない。

8 車両及び人員

(1) 車両

原則として4t級トラック2台とし、状況に応じて発注者の指示により手配する。

(2) 人員

車両1台あたり運転手と作業員各1人以上とする。

9 業務地

原則として市内各駅周辺の自転車放置禁止区域及び放置自転車保管場所とする。

10 業務内容

市内各駅周辺の自転車放置禁止区域内における放置自転車の撤去及び移送業務

(1) 発注者の指示した場所で、適宜放置自転車に移動命令書を貼り付けるとともに、自転車を放置した人または放置しようとする人に対し、これから撤去を始める旨伝える。

(2) 発注者の指示に従い、業務地ごとに放置自転車を車両に積み込む。

(3) 発注者の指示に従い、放置自転車を放置自転車保管場所に移送する。

(4) 放置自転車保管場所では、係員の指示に従い、業務地ごとに自転車を並べる。

(5) その他、発注者の指示する自転車の撤去及び移送業務を実施する。

11 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、1時間の業務に対する単価を記載すること。

12 その他

- (1) 業務地間の道順を熟知すること。また、移動の際は交通状況及び安全性を考慮のうえ、適切なルートを選択すること。
- (2) 当月の撤去計画表は、前月の下旬までに受注者に送付する。
- (3) 業務日の天候等の状況により中止等の場合は、当日業務開始までに発注者から受注者へ連絡する。なお、中止になった日を代替で実施する際は、別途協議する。
- (4) 自転車の積み下ろし及び移送の際は、自転車に損傷などを与えることのないよう注意すること。
- (5) 放置自転車を車両に積み込む際は、業務地が判別できるよう分別する。
- (6) 各車両に鍵を切断する道具（ボルトクリッパー等）を用意する。
- (7) 業務中は、発注者から支給する撤去員腕章を着用するとともに、移送に用いる車両の前後には発注者から支給する「放置自転車撤去中」のステッカーを貼付するものとする。
- (8) 業務中は、特に交通規則を順守するとともに、喫煙はしないこと。
- (9) 放置した人または放置しようとする人に声掛けをする際、暴言を吐かないこと。また、暴力を振るわないこと。
- (10) その他、仕様がないものについては、その都度、発注者と受注者との協議により決める。
- (11) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

令和8年度放置自転車移送業務（内訳）

	トラック 台数	時間	回数	単価 (円)	消費税 (円)	計 (円)
移送	2台	3.25時間	25回			

※本内訳のトラック台数、時間及び回数は、契約当初における見込みの数値であり、実際の回数を保証するものではない。